

れる）可能性があることも想定した人員計画も立案する。

#### [第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）]

- ・ 国内に感染が拡大した状況下において、一般の事業者が職場のある地域への立ち入り制限等を要請されることはないが<sup>2</sup>、感染防止策を講じる必要がある。また、事業所内において感染の拡大が認められた場合には、自主的に一時休業することも想定して、どのような状況で事業所を一時休業すべきかを事前に検討する。
- ・ 従業員本人の発症や発症した家族の看病等のために、多数の従業員が長期間にわたり欠勤する可能性がある。事業者においては、従業員の40%程度が数週間にわたり欠勤することを前提とした人員計画を立案する。

#### [第四段階（小康期）]

- ・ 感染した従業員の多くは、発症から10日間程度で治癒すると考えられ<sup>3</sup>、発症・治癒した者はウイルスに対する免疫を持つ。小康状態においては、治癒した従業員も含めた人員計画を立案する。（ただし抗体検査などにより確認は必要となる。）
- ・ 新型インフルエンザ発生時に有効な人員計画とするためには、通常時からの準備が重要である。例えば感染リスクを下げるため在宅勤務の採用、他の従業員が重要業務を代替するための教育、意思決定を行う者が感染した場合に備えた代行者の指名などをあらかじめ行う。

## 4. 教育・訓練

- 各事業者は、正しい知識を習得し、従業員への周知に努める。まず、現時点から始めるべき感染防止策を実践することが求められる。
- 感染防止策は、経営者から従業員一人一人まで全員による行動変容が重要である。そのため、現時点で始める感染防止策を決め、経営者自らが率先して実践することが望まれる。
- 通常のインフルエンザについても感染した可能性がある場合、積極的に休んで医療機関の診察を受けることを励行する。
  - ・ 我が国では、風邪など病気の症状があっても無理をして出社した場合、仕事

<sup>2</sup> 国内への感染が確認された初期段階において、地域封じ込め等の対策がとられた場合、地域への立ち入り制限が発動される可能性がある。

<sup>3</sup> 新型インフルエンザによる致死率は、大流行した場合（フェーズ6）、発症者の0.5～2%程度と考えられている。

に対する意欲が評価されることがある。しかし、新型インフルエンザの感染者が、症状があるにもかかわらず無理に出社した場合、出社途中や職場において感染を拡げるリスクがある。「症状がある場合は家で自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させることにより職場での感染を防ぐことができる。これは、風邪や通常のインフルエンザについても同様である。

- ・ 職場における感染防止策について、従業員に対する教育・普及啓発を行う（新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染防止策の内容、本人や家族が発症した際の対応等）。

○ 新型インフルエンザ発生に備えた事業継続計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行っておく。

- ・ 発生前の危機管理組織の体制整備（立上げ訓練も行っておくことにより、発生時には、迅速に召集、設置を行い、具体的活動が開始できるようにする。）
- ・ クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出了した場合に代替要員とする。）
- ・ 在宅勤務の試行（通勤による感染リスクを下げることができる。また、共働き世帯で子どもの面倒を見るためや家族に発症者が出了ために出勤できない場合に有効である。）

○ 新型インフルエンザ対策に対する従業員の意識を高め、発生時に的確な行動をとれるよう、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を立案・実施する。

- ・ 国内発生、国内における感染拡大時に従業員が発症、まん延期に進展など複数の状況を設定した机上訓練
- ・ 感染防止策に関する習熟訓練（例：個人防護具の着用、出勤時の体温測定等）
- ・ 職場内で発症者が出了した場合の対応訓練（発熱外来への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）
- ・ 幹部や従業員の発症等を想定した代替要員による重要業務の継続に関わる訓練

## 5. 点検・是正

○ 各事業者は、実効性を維持・向上させる観点から、次に示すような取組を定期的に行うことによって事業継続計画の点検・是正を行うことが重要である。

- ・ 監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等
- ・ 訓練を実施して対応上の課題が明らかになった
- ・ 感染防止策等に関して新しい知見を入手した

- 実際に新型インフルエンザが発生した際、本ガイドラインで想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて計画を見直し、的確な行動をとることが重要である。

## 第4章 事業継続計画の発動

- 新型インフルエンザが発生した際、策定した事業継続計画に従って、感染防止策及び事業継続のための対策を実施する。新型インフルエンザが発生した場合、急速に国内にまん延するおそれもあることから、速やかに対策を講じる。また、国等が提供する情報を入手して、計画を適宜見直すことも必要となる。

### 1. 危機管理組織の設置・運営

#### (1) 危機管理組織の設置

- 新型インフルエンザ発生時には、経営者をトップとした危機管理組織を設置し、事業所の感染予防、事業継続に関する意思決定体制を構築する。
  - ・ 職場での感染防止策を徹底し、職場で感染した可能性がある者が発見された場合に対処する作業班を決める。作業班のメンバー用に必要な個人個人防護具を用意する。
  - ・ 産業医や産業看護職がいる場合は適宜助言を受ける。
  - ・ 正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
  - ・ 取引事業者間と連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。

#### (2) 情報の収集・提供

- 新型インフルエンザの発生直後は、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力などの詳細については十分な知見が得られていないため、その後、国の組織等から隨時提供される情報を収集する。
- 事業者は、国内外の感染状況等に関する情報を入手するとともに、早急に従業員等に対し感染防止策などの情報を正確に伝える。また、緊急時における地方自治体

の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業者・職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。

- 必要に応じて事業継続計画等の点検を行い、今後の対応について従業員や関係事業者等に周知するとともに、事業者団体、関係企業等と密接な情報交換を行う。

## 2. 感染防止策の実行

- 事業者は、国内においては、国の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じてあらかじめ定めた感染防止策を第一段階（海外発生期）で準備し、第二段階（国内発生早期）になり次第対応等、従業員等に対し実施する。以下に、想定される感染防止策の例を示す。

### （1）第一段階（海外発生期）

- 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
  - ・ 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注意すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
  - ・ 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること
  - ・ 「咳（せき）エチケット」を心がけること
  - ・ マスクの常用、手洗い・うがいを励行すること
  - ・ 発生国への渡航を避けること

#### [海外勤務する従業員等への対応]

- ・ 発生国の現地スタッフと連絡を取り、対応について指示を行う。
  - \* 現地の職場での感染防止策の実施。在留邦人及びその家族の帰国について、現地に留まる場合の留意点
- ・ 発生国から帰国した従業員等及びその家族について。
  - \* 現地において感染した可能性があると認められる場合、宿泊施設等において最大10日間の停留が行われる可能性がある。
  - \* 停留措置が講じられない場合であっても、自宅において感染を疑われる症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡すること（保健所から、都道府県等で指定された医療機関を受診するよう指導される。）。

### （2）第二段階（国内発生早期）以降

## 1) 一般的な留意事項

- 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。
  - ・ 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと。
  - ・ 不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
  - ・ 外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
  - ・ 症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
  - ・ 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

## 2) 職場における感染防止策の実行（立ち入り制限や対人距離の確保）

- 職場への入場制限や、出勤時の従業員の体温測定など、事前に定めた感染防止策を実行する。

## 3) 職場の清掃・消毒

- 毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。
- 現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染経路が飛沫感染、接触感染であることを前提とすると、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

## 4) 従業員の健康状態の確認等

- 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

## 5) 事業所で従業員が発症した場合の対処

- 発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- 事業者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と

変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

#### 6) 従業員の家族が発症した場合の対処

- 従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- 同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- 濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請される。
- 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

#### （3）第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

- 新型インフルエンザ拡大時には、引き続きあらかじめ検討した国内発生以降の感染防止策を徹底することが基本となる。その際、発生段階に応じた国や都道府県等の治療方針に従って行動する。
  - ・ 現段階における治療方針としては、初期段階は入院勧告を受けることが想定されている。まん延期には、患者の症状の程度から入院の必要性の有無を判断することになる。発熱外来において、患者に入院治療の必要性が認められなければ、必要に応じて投薬を行い、極力自宅での療養を勧めることとしている。
  - ・ 仮に、発熱相談センターから社用車や自家用車等での搬送を指示された場合は、発症者の搬送は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で行う。使用した自動車は、発症者の飛沫が付着したり、発症者が触った箇所を中心に消毒を行うことで、他の者が感染するリスクを低減できる。
- なお、「医療体制に関するガイドライン」も参照にされたい。
- 従業員が多数発症することを想定して、従業員の感染状況把握や支援の必要性等の有無について情報収集・共有を図る体制を整備する。

### 3. 事業継続計画の実行

- 事業者は、国や地方自治体等の情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じ、事

業継続計画を速やかに実行する。

- 各事業者は、あらかじめ策定した事業継続計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務を縮小・休止する。

#### (1) 第一段階（海外発生期）

- 急速に国内発生する可能性を想定し、国内の事業者においても、第二段階（国内発生早期）に備えた準備を行う。

[海外勤務する従業員等への対応]

- ・ 海外進出している事業者、海外出張者がいる事業者は、現地での新型インフルエンザ発生に備えて策定しておいた事業継続計画を実行する。
- ・ 現地及び外務省等からの情報収集に努め<sup>4</sup>、海外発生の兆候を感じた時点で直ちに行動する。
- ・ 現地で新型インフルエンザが発生した場合に業務を継続するかどうか、現地の邦人従業員の滞在又は帰国について基本的な方針を立案・実行する。
- ・ 現地の邦人従業員及びその家族については、全員が即座に帰国することが難しいケースを前提に安全に留まるための方法について指示を行う<sup>5</sup>。
- ・ 現地の在外公館と連絡を取りつつ、現地事業所の操業等は現地当局の指示に従い決定する。

#### (2) 第二段階（国内発生早期）

- 情報収集・提供を強化するとともに、あらかじめ検討した事業継続計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務を縮小・休止する。
- 一般の事業者は、国内外の感染状況や社会の状況、取引事業者の操業状況等を勘案しつつ、行動する。職場で発症者や育児や看病のために勤務できない就業者が出了場合、代替要員に従事させて業務を継続するか、あるいは復帰するまで業務を一時休止する。職場で感染者が出た場合は、飛沫が付着する可能性のある場所を清掃・消毒し、感染リスクが低減した後に就業することが望まれる。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、感染防止策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、社会機能の維持に関わる重要業務を継続できるよう努める。

<sup>4</sup>外務省は、海外で感染症の危険性が増大した場合、感染症危険情報を発する。

<sup>5</sup> 現地邦人が多数の場合、即座に全員を帰国させる航空機を確保することは難しいと考えられる。

### (3) 第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）

- 危機管理体制を継続的に運営し、国や地方自治体等が提供する情報に留意しつつ、事業継続計画を引き続き実施する。
- 重要業務への資源の集中、その他の業務の縮小・休止を継続する。
  - ・ 感染予防のための勤務体制を継続しながら、重要業務に資源を集中する。
  - ・ 業務を絞り込む結果として、事業所の幾つかを一時休業することもある。
  - ・ 取引事業者の操業状況を把握し、必要に応じて相互支援を行う。従業員の労務管理等に配慮する。
  - ・ 通常とは異なる勤務体制や班交代制が長期に続くことによって、従業員に過度な負担がかからないよう留意する。
  - ・ 従業員とその家族の全員が発症する場合も考えられ、食料品・生活必需品等の提供等について事業者として検討・実施することも望まれる。財務対策の検討・実施を行う。
  - ・ 新型インフルエンザの影響が長期間に及んだ場合、事業者によっては、財務対策（キャッシュフローの確保等）の検討を行う必要が生じる。
- なお、新型インフルエンザ発生時における中小企業向けの金融対策については、国において適切な措置を講ずることとしている。
- 感染者の発生状況や社会状況等を踏まえ、国や地方自治体等から事業者に対して様々な要請がなされることも想定され、可能な範囲で協力することが望まれる。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、感染防止策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

### (4) 第四段階（小康期）

- 小康状態<sup>6</sup>になった場合、感染防止策を維持しつつ、一部の業務を回復させる。
  - ・ 発症した従業員の多くは治癒するため、これら従業員も就業可能となることが想定される<sup>7</sup>。
  - ・ 小康状態の後、我が国にも第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異した場合、発症・治癒した者も再度感染するおそれがある。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、小康状態においても、感染防止策を徹底する

<sup>6</sup> 我が国では大流行の波が一旦収束し、全世界で大流行の波が継続している状況。その後、我が国にも第2波、第3波が来る可能性がある。

<sup>7</sup> 致死率は発症者の0.5～2%と考えられているが、発症者の多くは2週間程度で回復すると思われる。

とともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

## 第5章 参考資料

### [国の新型インフルエンザ関連情報]

- ・内閣官房（「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」）  
<http://www.cas.go.jp/seisaku/ful/index.html>
- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>  
厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/>
- ・検疫所 <http://www.forth.go.jp>
- ・国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- ・国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- ・警察庁 <http://www.npa.go.jp/keibi/biki6/080918influenza.pdf>
- ・外務省（「海外安全ホームページ」） <http://www.anzen.mofa.go.jp>
- ・文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/17/11/05112500.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/11/05112500.htm)
- ・経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/20070327007/20070327007.html>
- ・農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/syowan/douei/tori/index.html>
- ・国土交通省 [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/15/150325\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/15/150325_.html)
- ・海上保安庁 <http://www.kaiho.mlit.go.jp/security/index.html>
- ・環境省 [http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

### [その他新型インフルエンザに関する参考情報]

- ・労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター（「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成19年5月18日改訂）  
<http://www.johac.rofuku.go.jp/news/061001.html>

### [海外の情報]

- ・世界保健機関（WHO）
  - ・トップページ <http://www.who.int/en/>
  - ・インフルエンザ関連 <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>
  - ・鳥インフルエンザ関連 [http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)
  - ・新型インフルエンザ関連 <http://www.who.int/csr/disease/influenza/pandemic/en/>
- ・アメリカ政府 <http://www.pandemicflu.gov/>

## [事業継続関連情報]

- ・中央防災会議（内閣府）「事業継続ガイドライン第一版—わが国企業の減災と災害対応の向上のために—」（平成17年8月）  
<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/index.html>
- ・経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料）」（平成17年3月）  
<http://www.meti.go.jp/press/20050331004/20050331004.html>
- ・中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」（平成18年2月）  
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>
- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド（平成19年12月）」  
<http://www.bcao.org/scbcstepupguide.htm>